

特定非常災害による消費税法

第12条の2第2項
第12条の3第3項

不適用届出書



年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ (代表者氏名)		
名称	F04			代表者氏名		
納税地	郵便番号 (納税地)	—		電話番号 (納税地)	—	
	フリガナ					
	納税地	F06				
下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。						
設立年月日	年 月 日					
【消費税法第12条の2第3項（第12条の3第5項）の規定の適用を受ける外国法人の場合】						
	国内における課税資産の譲渡等に係る事業の開始年月日			令和 年 月 日		
この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		左記期間の 課税売上高		円	
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間（原則として、前事業年度開始の日から6か月間）の課税売上高により判定することとなります。						
被害の概要						
参考事項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】 令和8年熊本地震					
税理士署名	(電話番号 — —)					

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

注意 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。

特定非常災害による消費税法第12条の2第2項 (第12条の3第3項) 不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、法第12条の2第1項に規定する新設法人又は法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人（以下、併せて「新設法人等」という。）で、特定非常災害に係る通則法第11条の規定の適用を受けない特定非常災害の被災者である事業者（注1）が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について、租特法第86条の5第4項の規定に基づき、法第12条の2第2項又は法第12条の3第3項の規定の適用を受けないこととする場合に提出するものです（注2）。

（注）1 特定非常災害により被災した事業者のうち、特定非常災害に係る通則法令第3条第1項又は第3項の規定の適用を受けない事業者をいいます。

2 法第12条の2第2項に掲げる要件に該当しない新設法人（例えば、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行っていない新設法人）及び法第12条の3第3項に掲げる要件に該当しない特定新規設立法人は、この届出書を提出する必要はありません。

2 提出時期

この届出書は、法第12条の2第2項又は法第12条の3第3項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日（国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日）とのいずれか遅い日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

3 記載要領

- (1) 「設立年月日」欄には、法人の設立日を記載します。
- (2) 「この届出の適用対象課税期間」欄には、租特法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、法第12条の2第2項又は第12条の3第3項の規定の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。

- (3) 「上記課税期間の基準期間」欄には、上記(2)の課税期間の基準期間を記載します。

- (4) 「左記期間の課税売上高」欄には、上記(3)における課税売上高を記載します。

なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える法人は、納税義務が免除されません（法9①）。また、その事業年度の特定期間（※）における課税売上高（その課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、当該課税期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超える場合は、その事業年度における納税義務が免除されません（法9の2）。

※ 特定期間とは、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- (5) 「被害の概要」欄には、被害の状況等について記載します。

（例）（本社は□□地方であるが、）○○県△△市にある事務所が令和8年熊本地震により損壊した。

- (6) 「参考事項」欄には、調整対象固定資産の仕入れ等の日及びその他参考となる事項等を記載します。
また、法12条の2第3項又は第12条の3第5項の規定の適用を受ける外国法人については、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した年月日を記載してください。